

資料7 オーストラリアにおける流域管理の権限委譲に関する動向
について

オーストラリアにおける流域管理の権限委譲に関する動向について

在オーストラリア日本国大使館 川村謙一

1. 2007年連邦水法の成立

- ・オーストラリアにおいては、2007年1月25日にハワード首相が「国家ウォーター・セキュリティ計画」を発表して以来、同計画に盛り込まれた連邦政府への権限委譲等をめぐる連邦・関係州政府間の対立に注目が集まっていたところ。
- ・今般、マーレー・ダーリング川流域（流域面積106万km²、流域内に4州1特別地域が所在）の管理を部分的に連邦政府機関に権限委譲する2007年連邦水法が制定された。これにより、憲法上、連邦政府の権限が限定列挙され流域管理が各州政府等の権限となっていたオーストラリアにおいて、初めて部分的ながらも連邦政府機関が水資源管理を行う枠組みをもつことになった。

2. 法制定の背景

- ・同流域は、オーストラリア最大の流域面積を有し、経済、社会、環境上重要な流域であるが、過去100年以上にわたり、関係各州等が相互の権益争いを繰り返しながら、各州政府等により管理されてきた。
- ・関係各州政府等の合意に基づき協調管理する従来枠組みでは、インフラ整備の遅れ、水利権の過剰付与や水使用上限の無視などが繰り返され、他方、近年の水使用増大が河川環境に及ぼす影響が危惧され、気候変動等により利水安全性が脅かされるなど、従来枠組みの締結当時と大きく状況が異なってきたため、新たなアプローチが必要となった。

3. 憲法上の根拠

- ・同流域の管理に係る州政府権限の大幅な連邦政府への委譲については、VIC州政府が合意しなかったため、今回は憲法上の連邦権限に限定して法制化した。その根拠としたのは、外交、州間・国際の貿易・商業、法人、及び情報・統計の収集を連邦政府の権限とする条項である。外交は、連邦政府が生物多様性条約やラムサール条約等の実行責任を有するとの解釈に基づく。

4. マーレー・ダーリング川流域庁と流域計画等

- ・2007年連邦水法では、専門家から成る独立機関であるマーレー・ダーリング川流域庁を設置し、流域一貫の流域計画を策定することに主眼をおく。
- ・この流域計画には、表流水と地下水の総合的かつ持続可能な水利用限度の設定や、同流域の水資源に対する気候変動等のリスクの特定及び右リスクのマネジメント戦略を規定するなどの取り組みも含まれる。

5. その他

- ・連邦の環境用水を管理する連邦環境用水ホルダーという概念を導入する。
- ・豪競争促進消費者保護委員会により水料金と水市場のルールを策定、施行する。
- ・気象庁に水資源情報の収集、公表に関する権限を付与する。

(1) マーレー・ダーリング川流域の概要

流域面積 106万 km²
(豪州国土の1/7)
河川延長 ダーリング川 2,740km
マーレー川 2,530km
マランビジー川 1,690km
年平均降水量 480mm
流域内人口 約200万人
(全国の約11%)
流域内の州・特別地域
NSW州 (75%)
VIC州 (60%)
QLD州 (15%)
SA州 (7%)
ACT (100%)

※ () 内の数字は、州・特別地域の全面積に占める割合



(2) 関係各州政府等の合意に基づき協調する従来枠組みの問題点

- ・水取引、水利権の過剰付与及び料金設定に関する国家水憲章との連携の失敗
- ・流域単位の情報が欠如していることにより、流域管理及び意思決定が非効率化した。例えば、流域単位の水利権登録や総合データ・システムが構築されてこなかった。
- ・水使用上限を導入して12年経過したが、QLD州と首都特別地域はそれを無視し、NSW州はいつも遵守していない。
- ・マーレー・ダーリング川流域委員会（関係各州政府の合意に基づき協調管理する従来枠組み）は、何年間にもわたり、水使用上限を切り下げ、地下水についても適用する必要があるとしてきたが、これまで達成されていない。
- ・ある州・特別地域による他の州・特別地域に対し問題を引き起こす行為が、制裁を受けることなく実行されることが可能であり、全てを包含するマネジメント・フレームワークなしに経済・環境上の資源が再分配されることとなる。
- ・マーレー・ダーリング川流域委員会の全会一致方式による意思決定は、困難な意思決定がしばしば回避される或いは遅延することを意味する。
- ・流域管理の責任が広範囲に分散されることにより、州・特別地域政府による非効率、責任転嫁及び資金供給不足に陥る。

(出典：「2007年連邦水法案に関する法案ダイジェスト（連邦議会ライブラリー）」)

2007年豪連邦水法案(Water Bill 2007)の概要

1. 概要

- (1) 2007年連邦水法案は、2007年1月25日に豪首相より発表された100.5億ドル規模の国家ウォーター・セキュリティ計画の主要要素に効力をもたらすものである。本法案は、マーレー・ダーリング川流域における水資源を国益の観点から管理し、環境、経済、社会上のアウトカムを最適化することを可能ならしめる。
- (2) 国家ウォーター・セキュリティ計画による100.5億ドルの資金投入については、本法案に個別に位置づけられているものではないが、右資金投入は、全パッケージを積み上げたものであり、以下が含まれている。
 - ・ 豪州の灌漑インフラの近代化
 - ・ マーレー・ダーリング川流域における水利権過剰付与への対策
 - ・ マーレー・ダーリング川流域の流域管理改革
 - ・ 水資源情報への新規投資
- (3) 本法案は、全て、連邦憲法に規定された連邦権限に基づいている。連邦政府は、当初、より広範な課題への対策を位置づけ、それらに関係州政府からの権限委譲に立脚させることを意図したが、連邦政府が一括して全対策を実施するために必要な権限委譲について、特にVIC州と合意に至らなかったところである。

2. マーレー・ダーリング川流域庁(Murray-Darling Basin Authority)

- (1) 独立機関であるマーレー・ダーリング川流域庁を設立し、マーレー・ダーリング川流域の水資源を総合的かつ持続可能な方法で管理するために必要な機能と権限を与える。
- (2) マーレー・ダーリング川流域庁の主な機能は以下の通り。
 - ・ 流域計画(主務大臣が認可)を作成する。全流域にわたり表流水と地下水の持続可能な取水可能限度を設定することが含まれる。
 - ・ 州水資源計画の承認に関し、主務大臣に助言を行う。
 - ・ マーレー・ダーリング川流域内の水取引を促進する水利権情報サービスを行う。
 - ・ 同流域内の水資源の測定と監視を行う。
 - ・ 情報を収集し、研究を実施する。
 - ・ 同流域の水資源管理にコミュニティを巻き込む。
- (3) マーレー・ダーリング川流域庁は、連邦環境・水資源大臣に報告するものとし、常勤の会長(Chair)1名と4名の非常勤メンバーをおく。

3. 流域計画(The Basin Plan)

- (1) マーレー・ダーリング川流域庁は、マーレー・ダーリング川流域内の総合的かつ持続可能な水資源管理のための戦略的計画となる流域計画を作成する。
- (2) 流域計画に規定しなければならない内容は、以下の通り。
 - ・ 同流域の水資源を持続可能なベースで取水可能ならしめる水量の限度(流域全体の水資源と個別の水資源に対して限度を設定する。長期平均持続可能型取水限度(long-term average sustainable diversion limits)と称されるものである。)
 - ・ 同流域の水資源に対する気候変動等のリスクの特定及び右リスクのマネジメント戦

略。

- ・ 本法案に基づき承認される水資源計画に必要な事項。
 - ・ 環境用水計画（環境目的、用水の優先度、目標を定め、同流域の環境アウトカムを最適化する）。
 - ・ 水質・塩分濃度管理計画（目標設定を行う）。
 - ・ 同流域の水資源に関連する水利権取引に関するルール。
- (3) 各関係州は、流域計画を補完する水資源計画を個別に作成し、連邦大臣の承認をうける。マーレー・ダーリング川流域庁は、右水資源計画を承認すべきか否かについて主務大臣に助言を行う。水資源計画は、流域計画と整合しなければ承認されない（長期平均持続可能型取水限度を含む）。
- (4) 流域計画は、水の利用可能量と利水安全度の変化に関連したマネジメント・リスクに対する責任の特定にも重要な役割を果たす。長期平均持続可能型取水限度の削減に関し、流域計画は、連邦政府の責任範囲内で削減率を認定する。この削減率は、本法案に記述されたリスク共有アレンジメントに関係するものであり、国家水憲章（2004年6月）を通じて合意されたものをモデルとする。
- (5) 連邦政府は、既存の水資源計画による水配分を尊重するものとし、移行措置として本法案に規定する。
- (6) 流域計画は、関係州政府及びコミュニティと協議をもちながら作成する。流域計画は、マーレー・ダーリング川流域庁の設立後2年以内に策定予定とする。

4. 連邦環境用水ホルダー (Commonwealth Environmental Water Holder)

- (1) 連邦環境用水ホルダーを創設する。連邦環境用水ホルダーは、マーレー・ダーリング川流域及び連邦が水を所有する同流域外の環境資産の保護・保全のために連邦の環境用水を管理する。
- (2) 連邦政府の水所有には、国家ウォーター・セキュリティ計画による節水量の連邦政府分シェアを含む。

5. A C C C : 豪競争促進消費者保護委員会 (Australian Competition and Consumer Commission)

A C C Cは、国家水憲章で合意されているラインに従って水料金と水市場のルールを策定、施行する。水市場が州界をまたがって自由に運用されること及び一貫性のない水料金徴収による異常なアウトカムを防ぐことを目的とする。

6. 気象庁 (Bureau of Meteorology)

気象庁の1955年気象庁法に基づく現行機能に、水資源情報に関する機能を追加する。気象庁は、質の高い水資源情報を収集・公表する権限をもち、全国水収支のほか、水資源利用と使用可能量に関する季別レポート等の公表を行う。気象庁には、水資源情報の全国基準の設定・実施権限も付加される。気象庁業務の主要アウトカムは、水資源情報の透明性、信頼性、理解を高めることにある。